

市内公共施設の 利用再開について

緊急事態宣言の解除により、各施設を順次再開します。
 なお、感染症が終息するまでの当面の間は、右記の「施設利用の新ルール」による利用をお願いすることとなります。
 公共施設予約システムは、6月1日から利用可能となりますが、施設により予約開始日や利用開始日が異なります。
 また、利用定員なども変更していますので、市HPや施設にてご確認のうえ、ご利用をお願いします。

□施設利用の新ルール

- 「3密」を回避しましょう(密閉空間・密集場所・密接場面)
 - 外気が取り込めない施設(窓がない等、換気が十分できない)の利用、飲食を伴う施設利用は、引き続き休止します。
 - 利用人数は、おおむね施設定員の5割以下とします(各施設で個別に利用可能人数を示します)。
 - 利用の際は、「身体的距離の確保」をお願いします(できる限り2メートル(最低1メートル))。
 - その他マスク着用、事前の検温、団体利用者は参加者の連絡先等を把握することなど
- ※詳細は、市HPの「新しい生活様式」における西東京市公共施設(貸館等)利用基準を参照してください。

～新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者支援策～ 市内事業者の賃貸店舗などの家賃を補助します!

新型コロナウイルス感染拡大により大幅に売り上げが減少し、かつ賃貸店舗の家賃支払いが大きな負担となっている市内中小企業者などの方に対する負担軽減および事業継続の支援を目的に緊急経済対策として「賃貸店舗等家賃補助事業」を実施します。

内家賃補助として一律30万円支給

□対象・申請条件

①市内において、店舗または事業所を賃貸借契約により営んでいる中小企業および個人事業主など

②売り上げ減少率50%以上で、国の持続化給付金の「給付通知書」または「口座入金部分」の写しを提出できる事業者
 ※その他、詳しい条件などについては、西東京商工会へお問い合わせください。

申 6月5日(金)から9月30日(木)までに専用HPから申請

西東京商工会 家賃補助

西東京商工会

☎ 042-461-4573

▶産業振興課 ☎ 042-420-2819

その他、4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置など、地方税における税制上の措置を講じることとされました。詳細は、総務省HPをご覧ください。

認知症サポーター養成講座

時 6月27日(土)午後2時～3時30分(1時45分開場)

場 ふれあいセンター

申 6月22日(月)までに、高齢者支援課へ

※詳細は市HPまたはお問い合わせください。

▶高齢者支援課

☎ 042-420-2811

✉ f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

市内図書館の一部サービスを再開します

□対象施設

市内6館(中央・保谷駅前・芝久保・谷戸・柳沢・ひばりが丘図書館)

□対象サービス・時間

●予約資料の受け渡しサービス(5月28日(木)から)

●制限付き開館(6月2日(火)から)

いずれも、午前10時～午後6時(月を除く)

※受け取り方法、開館についての詳細は、図書館HPまたは各図書館にお問い合わせください。

▶中央図書館 ☎ 042-465-0823

移動支援事業の見直しを行います

移動支援事業について、支援がより必要な方に行き渡るよう、以下の内容について7月1日(水)から見直しを行います。

※報酬単価(「身体介護なし」の1時間当たり)

見直し前	見直し後
1,600円	2,000円

※「身体介護あり」の区分要件に以下の項目を追加

□身体介護を要する方

- 行動援護スコア10点以上の方
- 放課後等デイサービス指標該当児
- 排尿または排便において身体介護等(声かけ・促しなどの簡易な支援を除く)が必要な児童
- 排尿または排便に介助が必要な18歳以上の方で、次の基準のい

ずれにも該当する方

①愛の手帳を所持し、かつ、障害支援区分が3以上の方

②身体介護等(声かけ・促しなどの簡易な支援を除く)が必要な方

※対象者の要件に以下の項目を追加

●脳性麻痺対象者であり、次の基準のいずれにも該当する方

・脳性麻痺による下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級の手帳の交付を受けた方

・身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する方

・単独での外出が困難な方

●身体障害者で上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上であり、65歳未満に手帳の交付を受けた方

▶障害福祉課 ☎ 042-420-2804

便利でお得! 証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニ交付に対応したマルチコピー機で、窓口よりも100円お安く証明書を取得できます。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)の入力が必要です。

□利用場所

マルチコピー機が設置されている全国の主要なコンビニ

□利用時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～翌年1月3日およびメンテナンス時を除く)

□取得できる証明書

住民票の写し(マイナンバーや住民票コードは記載されません)、印鑑登録証明書(事前に印鑑登録をされている方のみ)、戸籍の全部事項(謄本)証明書・個人事項(抄本)証明書、戸籍の附票の写し(原則として住所・本籍が西東京市の方のみ)、市・都民税課税(非課税)証明書

※詳細は市HPをご覧ください。

□証明書コンビニ交付サービス停止のお知らせ

市民税・都民税課税(非課税)証明書の発行年度切り替え作業に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日時で停止します。ご理解とご協力をお願いします。なお、停止日時は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時 ● 6月3日(水)午後5時～11時

● 4日(木)午前6時30分～8時30分

対 市内外の全ての店舗

※詳細は、市HPをご覧ください

西東京市マイナンバー専用ダイヤル ☎ 042-460-9845

▶市民課 ☎ 042-460-9820

保 ☎ 042-438-4020

マイナンバーカード電子証明書の更新

マイナンバーカードのICチップには、電子証明書が組み込まれ、インターネットなどで、公的個人認証サービスにより「なりすまし」や「データ改ざん」などを防ぐ本人確認の手段です。電子証明書には2種類の機能があります。

▶署名用電子証明書

6～16桁の英数字で構成された暗証番号を用いて、作成・送信した電子文書が利用者本人のものであることを証明するもの

▶利用者証明用電子証明書

4桁の数字で構成された暗証番号を用いて、インターネットサイトやコンビニ交付端末へのログイン等に利用するもの

▶更新時期

20歳以上の方は発行から5回目の誕生日までの有効期間で、案内通知が送付されますので、市役所にて更新手続きを行ってください。手数料は無料です(在留期限がある外国人や住所、氏名等を変更した場合は更新前に失効する場合があります)。

マイナンバー通知カードの廃止(5月25日施行)

「デジタル手続法」(令和元年法律第16号)の一部施行にともない、マイナンバー通知カード(紙製)の交付および住所・氏名などの追記は行わないことになりましたが、住所・氏名などの変更がなければマイナンバーの証明などに利用できます。それ以外のマイナンバーの証明方法は、マイナンバーカードやマイナンバー記載の住民票などとなります。